

令和8年度 持続可能な観光地域づくり推進業務 業務委託仕様書

1. 業務目的

本業務は、持続可能な観光地形成のモデル地域である飛鳥・藤原地域において、脱炭素化、公共交通利用促進及び地域資源保全に資する取組、持続可能な観光に向けた意識の醸成並びに持続可能な観光周遊モデルの推進を一体的に実施することにより、観光による経済的効果の創出と地域環境及び地域資源の保全との両立を図り、奈良県における持続可能な観光地域づくりを推進することを目的とする。

2. 業務内容

次に掲げる業務を一体的に実施するものである。

- (1) 全体進捗管理業務
- (2) 持続可能な観光地に向けた実証実験・支援業務
- (3) 持続可能な観光に向けた意識の醸成
- (4) 持続可能な観光周遊モデル推進業務

3. 業務内容詳細

- (1) 全体進捗管理業務

「令和7年度 観光地の脱炭素化推進事業」において策定したロードマップ（以下「ロードマップ」という。）に基づき、関係市町村等における取組状況の進捗管理及び課題整理等を実施すること。

〈実施内容〉

- ・ロードマップに基づく各施策の実施状況及び課題整理
- ・整理した実施状況及び課題を踏まえたロードマップの見直し
- ・関係市町村、観光協会、DMO、交通事業者等との連携
- ・定例会議等の開催及び議事録作成

（留意事項）

- ① ロードマップとの整合性を図りながら業務を実施すること。
- ② ロードマップは、各施策の実施状況及び課題等を整理・分析し、その結果を次年度以降の取組に向けた見直し案を作成すること。
- ③ 飛鳥・藤原地域における持続可能な観光地形成に向けた取組状況については、必要に応じて地域間の情報共有を行うこと。
- ④ 各施策の実施状況の把握に当たっては、単なる進捗確認に留まらず、地域課題の整理及び今後の展開を見据えて実施すること。
- ⑤ 定例会議等の開催にあたり、会場の手配、関係者との連絡調整、会議資料の

作成、議事録の作成その他会議運営に必要な業務を行うこと。

- ⑥ その他、本業務の実施に必要となる関係者との連携及び調整を行うこと。

(2) 持続可能な観光地に向けた実証実験・支援業務

観光地における脱炭素化、公共交通利用促進及び環境負荷低減を図るため、飛鳥・藤原地域をモデル地域として、持続可能な観光地形成に向けた以下の実証実験・伴走支援を実施すること。

〈実施内容〉

- ・ウォーターサーバーの利用及びマイボトルの普及促進にかかる実証実験
- ・パーク&ライド及び電動シェアサイクルの普及にかかる実証実験
- ・カーボンオフセットの導入に向けた伴走支援

(留意事項)

- ① 各実証実験は、飛鳥・藤原エリアにおける観光客の行動変容及び環境負荷低減につながる内容とし、実施後に効果検証を行うこと。なお、可能な範囲で満足度調査を実施すること。また、将来的な自走化及び地域内への横展開につながる設計とすること。
- ② 実証実験の実施にあたっては、地域住民、観光事業者、行政その他関係者と十分に調整・連携を図り、景観及び歴史的環境との調和に配慮すること。
- ③ ウォーターサーバーの利用にかかる実証実験については、飛鳥・藤原エリアを中心として、10箇所程度を目安として設置し、各サーバーの給水量（利用量）を把握すること。
なお、実証期間中のウォーターサーバーのレンタル費用は本委託業務に含むものとし、水道料金及び電気料金は設置施設の負担とする。
- ④ マイボトルの普及促進にかかる実証実験については、マイボトルを300個程度制作・配布することとし、飛鳥・藤原エリアのウォーターサーバー利用促進につながるような設計とすること。
- ⑤ パーク&ライド及び電動シェアサイクルの普及にかかる実証実験については、飛鳥・藤原エリアを中心として、5箇所程度を目安として実施すること。
なお、設置場所の使用料が発生する場合は、実証実験期間中の使用料を本委託業務に含むものとする。
- ⑥ パーク&ライド及び電動シェアサイクルを活用した実証実験については、実証後の利用促進に資するPR用チラシ（A4両面カラー、1,000部）及び電子データ（PDF形式）を作成すること。
- ⑦ カーボンオフセットの導入に向けた伴走支援については、地域の実情及び関係者の意向を踏まえ、実施すること。

(3) 持続可能な観光に向けた意識の醸成

持続可能な観光への理解促進及び地域主体による継続的な取組の機運醸成を図るため、有識者等を招聘したセミナー等を実施すること。

〈実施内容〉

- ・有識者、先進地域の実践者等によるセミナー等の企画・運営

〈留意事項〉

- ① セミナー等については、持続可能な観光に関する先進的な取組を実践している有識者等を講師として招聘し、地域関係者の理解促進及び機運醸成を図るとともに、県内への横展開につながる内容とすること。なお、市町村等の持続可能な観光における認証取得を見据えた情報提供も併せて行うことが望ましい。
また、必要に応じて UN Tourism アジア太平洋地域事務所の専門的知見を活用すること。
- ② セミナー等は、県内宿泊事業者向けに1回以上、県内市町村、DMO及び観光関連事業者等向けに1回以上、それぞれ実施すること。
- ③ セミナー等は、各回10者以上の参加を目標とし、講義形式に加え、意見交換、現地視察その他実践的な内容を含めること。
- ④ セミナー等の実施にかかる会場費等の必要な経費は、本業務において計上すること。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、必要な連絡調整を適切に行うこと。

(4) 持続可能な観光周遊モデル推進業務

持続可能な観光地形成及び地域経済循環の促進を図るため、次世代モビリティ等を活用した持続可能な観光周遊モデルの企画及び造成を実施すること。

〈実施内容〉

- ・次世代モビリティ等を活用した脱炭素型観光コンテンツ及び周遊モデルに関する情報収集・提案
- ・商品化支援

〈留意事項〉

- ① 国内外の公共交通及び次世代モビリティを活用した環境負荷低減型の観光コンテンツ及び周遊モデルに関する情報収集・整理を行うこと。
- ② 収集・整理した情報については、旅行会社等が活用しやすい形で取りまとめること。
- ③ 将来的に飛鳥・藤原エリアに導入することを想定し、地域に合った観光周遊モデルを提案すること。
- ④ 商品化支援にあたっては、脱炭素型旅行商品の造成に取り組む事業者の発掘を

行うとともに、必要に応じて商品造成に向けた支援を実施すること。

4. 成果物

各業務内容の成果物は、委託期間終了までに次のとおり提出するものとする。

- ① 業務実施報告書（PDF 形式）
- ② 各実証実験の実証結果・効果検証（PDF 形式）
- ③ 次年度以降に向けたロードマップ見直し案（PowerPoint 形式）
- ④ パーク&ライド及び電動シェアサイクルのPR用チラシ
（A4両面カラー、1,000部）及び電子データ（PDF形式）
- ⑤ 脱炭素型観光コンテンツ・周遊モデルの情報収集・提案データ（Excel形式）

※納入場所は、奈良県観光局地域観光課とする。

5. 委託期間

契約日～令和9年3月24日（水）

6. 委託上限額

金 6,440,000 円（消費税及び地方消費税（税率10%）を含む）

7. 遵守事項

乙は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 基本事項

- ①業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ②甲と十分な連携をとって事業を実施すること。
- ③委託事業に関わる責任者及び担当者については、委託事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する人員を配置すること。
- ④業務の適切な管理・運営を行うための実施体制を構築すること。
- ⑤業務の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、甲は契約金額以外の費用を負担しない。
- ⑥資料作成、情報発信等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者側において負うこと。
- ⑦業務実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上、決定すること。
- ⑧本業務において、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、双方協議の上、甲の指示に従うものとする。

(2) 成果品の著作権、納品後の取り扱い

成果品の著作権は甲に帰属する。また、納品後、甲が独自に加工、コピーし、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。乙は甲の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

なお、乙は、第三者の著作物を使用する場合、甲が成果品をいかに使用しても、第三者からの権利の主張がない状態で納品すること。

(3) 成果品に瑕疵のある場合の訂正

納品後の成果品に瑕疵があった場合は、甲の指示により速やかに訂正すること。委託期間終了後も同様とする。

(4) 資料の貸与

乙は、業務の実施に必要な資料の借用を申し入れることができる。この場合、乙は甲に借用書を提出しなければならない。甲が貸与した資料は、甲の許可なく他に公表・貸与してはならない。業務の完了後、ただちに乙は貸与された資料を返還しなければならない。

(5) 個人情報の保護

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(6) 公契約条例に関する遵守事項

乙は別記2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に関する遵守事項を理解した上で受注すること。

別記1「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で

行った上で、甲に個人情報に預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記2

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。